事 務 連 絡 平成 25 年 3 月 25 日

都道府県 各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中 中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課 障 害 福 祉 課 精神・障害保健課

障害者の範囲への難病患者等の追加に関するQ&Aについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご協力いただきありがと うございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法令の整備に関する法律(平成24年法律第51号)の施行に伴い、平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)において、障害者の定義に難病患者等が追加されることについて、2月12日開催の「障害者への範囲への難病等の追加に係る自治体担当者会議」終了後に寄せられた質問を取りまとめ、別紙のとおり、Q&Aを作成いたしました。

各都道府県におかれましては、管内市町村等に周知していただきますようお 願いします。

なお、地域生活支援事業等に係るQ&Aについては、自立支援振興室より別途お送りしておりますのでご了知ください。

【担当】

厚生労働省障害保健福祉部

企画課 人材養成・障害認定係 TEL 03-5253-1111 (内線 3029)

障害福祉課 企画法令係 TEL 03-5253-1111(内線 3148)

精神・障害保健課 障害程度区分係 TEL 03-5253-1111 (内線 3026)

障害者の範囲に難病患者等を追加することに関するQ&A

問 1 「医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等」の「等」とは何を想定しているのか。 特定疾患用の臨床調査個人票、特定疾患登録者証や診療情報提供書でもよいのか。

(答)

対象者の確認は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証で行うことが基本であると考えているが、その他の方法で申請者が難病患者等であると確認できる場合については、 御指摘の書類により確認することも可能であると考えられる。

問2 申請受付に当たって、診断書の有効期間(何年前までが有効なのか)は定められていないものと解してよろしいか。

(答)

申請受付に当たっての診断書の有効期間は特に設定していないが、診断書の記載時期から状態が変化していると判断される場合には、通院状況を確認した上で再度、診断書を求めるなど、各自治体の判断により適切に対応されたい。

問3 診断書に「病の疑い」とある場合は対象外となるのか。

(答)

疑いの段階では対象にならない。

問4 診断書は特定疾患に係る指定を受けた医療機関で記載したものでないと有効では ないのか。

(答)

特定疾患に係る指定を受けた医療機関に限らない。

問5 更新時にも診断書等の再提出は必要か。

(答)

更新の際にも難病患者等に該当するかの確認は必要であるが、通院状況を確認した上で明らかに状態が変化していないと判断される場合は、新たな診断書の提出は必要なく、前回の写し等で対応しても差し支えない。

問 6 問 5 の場合、区分認定の医師意見書の疾病名に変更があり、政令に規定する疾病名 に該当しないこととなった場合、どのように対応するのか。

(答)

政令に規定する疾病名に該当しなければ対象外となる。

問7 政令に定められた難病等の名称はICD10コード(国際疾病分類第10版)と対応しているのか。

(答)

政令に定められた難病等の名称は、ICD10コード(国際疾病分類第10版)とは対応していないため、診断書に記載された各疾患が政令に定める疾患に該当するか否か判断に迷う場合には、診断書を記載した医師等とよく相談の上、判断されたい。

問8 診断書の交付に要する費用については、自己負担か。

(答)

診断書の交付に要する費用について、国からの補助はない。

問9 症状が変化するときは「より重度の状態」を聞き取ることとされているが、難病患者等の障害程度区分に係る調査や認定は、障害者とは別の基準で行うのか。

(答)

難病患者等に対する障害程度区分認定に関するマニュアル(以下「難病別冊マニュアル」という。)は、現行のマニュアル等を補足・補完するものであり、難病患者等の障害程度区分に係る調査や認定について新しい基準を示したものではない。

難病患者等に対する障害程度区分の調査や認定も、現行の調査項目や基準等で行う。

問 10 調査項目に係る判断を行う時も「症状がより重度の状態」で行うのか。

(答)

調査項目に係る判断は、現行の調査員マニュアルの基準等に従って行うこととし、聞き取りした「症状がより重度の状態」は、特記事項として市町村審査会が行う二次判定の審査資料となる。

問 11 症状の変化は、どの程度の期間の変化に基づいて判断するのか。

(答)

過去1年間程度の期間で判断する。

問 12 難病患者等の認定が「症状がより重度の状態」で行われると、身体・知的・精神 障害者との均衡が取れず、不公平ではないか。

(答)

現行の基準においても、障害者の状態に変化がある(調査項目記載の事項をできたりできなかったりする等)場合は、調査項目は「その日の状態や頻度の高い状態」で判断し、「その他の状態」は特記事項として市町村審査会が行う二次判定の審査資料となっている。

よって、難病患者等に対する配慮は、現行の基準に関して行われる配慮と異なることはなく、身体・知的・精神障害者との不均衡・不公平は生じない。

問 13 既に身体障害者手帳等を取得し、障害福祉サービスを受けている難病患者等については、難病別冊マニュアルを元に障害程度区分の認定をやり直す必要があるのか。また、今後、手帳を取得している難病患者等から、新規又は継続の申請が行われた場合は、難病別冊マニュアルをもとに、調査・認定を行うのか。その場合、難病別冊マニュアルの別紙1は必須か。

(答)

既に手帳を取得している難病患者等は、症状(障害)がある程度固定しており、また、現行の基準においても、状態の変化等を踏まえ障害程度区分の認定が行われているため、今回の難病別冊マニュアルの発出を理由に認定をやり直す必要はない。

また、新規又は継続の場合も、現行の基準等に基づき適切に対応されたい。なお、その際に難病別冊マニュアルの別紙1を活用することは差し支えない。

問 14 概況調査票及び医師意見書の様式は変更するのか。また、これらに難病等に関する記載はどのように行うのか。

(答)

概況調査票及び医師意見書の様式の変更は予定していない。

また、これらに難病等に関する記載を行う場合は、概況調査票においては、「 その 他」の欄に疾病名等を記載願いたい。また、医師意見書においては、難病別冊マニュア ル別紙2の記載例を参考に記載していただきたい。

問 15 区分判定ソフトの改修は行うのか。改修を行わない場合、障害種別はどのように 取り扱うこととすればよいのか。

(答)

区分判定ソフトの改修は、平成26年度に行うことを予定している。

なお、区分判定ソフトの改修が行われるまでは、申請者情報の「障害種別」については、「身体障害」にチェックしていただきたい。